地 域 再生 法 の 部 を 改正する 法 律 案 閣 法 第六号)(衆議 院送 付 要旨

本 法 律 案 は 地 域 の 活 力 の 再 生 を 総 合的 か つ 効 果 的 に 推 進 する た め、 地 方公共 4 体 が 地 域 再 生 協 議 会 を 設

置 することがで きるように するとともに、 特 定 地 域 雇 用 会 社 及 び 特定 地 域 雇 用 等 促 進 法 人に 対 す る 寄 附 に

る 課 税 の 特 例 措 置 を 追 加 U ようとするも の で あ ij そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お 1) で あ ತ್ತ

地 域 再 生 計 画 に 記 載 することができる、 目 標 達 成 の た め に 行 う事 業 に 関 す る 事 項 シし て、 次 の 事 項 を

加する。

1 地 域 に お L١ て 高 年 欰 者、 障 害 者 そ の 他 の 就 職 が 困 難 な 者 を 雇 用することを 通 じ て 雇 用 機 会 の 創 出 そ の

他 地 域 再 生に 資 す る 経 済 的 社 会 的 効 果 を 及 ぼ す も の ح し 7 内 閣 府 令で 定め る 事 業であっ て、 会 社 に ょ IJ

行われるものに関する事項

2 地 域 に お L١ て 高 年 齢 者、 障 害 者、 安定した職 業に 就くことが困 難 な状況 にある青年、 妊 娠 出 産若し

< は 育児 を理由として休業若しくは退 職 を U た 女性 そ の 他 の そ の 有 す る 能 力 を社会に お 11 て 有 効 に 発 揮

す ることが困 難 な状況 に ある者に係 る募 集方 法 の 改 善、 職 域 の 拡 大、 雇 用 形 態 の 改善等を行う事業 主

追

係

効 営 又 果 は 利 地 を 活 及 動 域 ぼ 法 に す 人 お も 等 L١ の てこ に ک ال 対 L れ て て 5 内 助 の 閣 者 成 府 を に 令 行 対 で う事 L 定 て め 業 職 る の 業 事 うち、 能 業で 力 の あって、 雇 開 発 用 及び 機 会 公 向 の 益 上若 創 法 出 人 Ū そ に < の ょ 他 は IJ 助 地 行 言 域 わ そ 再 れ 生 の る に 他 も 資 の の す 援 に る 助 関 経 を す 行 済 る う特 的 事 社 頂 定 会 非 的

L た 地 地 必 方 域 要 公 再 な 共 生 事 4 項 計 体 画 に は を つ しし L١ 作 う。 て 成 協 しようとする 議 及 び す る そ た の め、 実 施 地 地 に 域 域 関 再 再 し 生 生 必 計 協 要 画 議 な 亚 会 事 び を 項 に 組 そ 認 織 の 定 す 他 地 ること 地 域 域 再 再 生 が 生 計 で の 画 ㅎ 総 る 合 内 も 的 閣 の か 総 ح 理 つ ŕ 大 効 臣 果 そ 的 の の な 認 構 推 定 成 進 を 受 員 に 等 関 け

Ę 次 に 掲 げ る 認 定 地 域 再 生 計 画 に 基 づ < 事 業 に 対 す る 特 別 の 措 置 を 追 加 す ء چ

に

関

す

る

規

定

を

設

け

る

1 特 定 地 域 雇 用 会 社 に 対 す る 寄 附 に 係 る 課 税 の 特 例

۲ に 対 認 て す 定 地 る 地 寄 域 域 再 与 再 生 の 生 計 程 計 度 画 画 及 の に 認 び 記 定 当該 載 を受け さ 事 れ 業 て た の L١ 地 適 る 方 正 公共団 な の 実 1 施 の 事 体(以下「認 の 確 業 を 保を考慮して内閣 行う会社であっ 定地 方公共団体」 て、 府令で 地 定める要件 域 という。 に お け る ) が に 雇 指 該 用 当す 定 機 す 会 る る の も も 創 ഗ の 出

(以下「

特定地

域

雇

用

会社」

という。

) に対し、

法人が当

該指定に

係る事

業

の

実

施

に必要な

費

用

に

充

てる

ことを 備 算 が さ す 入 る れ の た 目 特 لح 例 的とする ㅎ の は 適 用 が 金 租 銭 税 あ る 特 に も よる 別 の 措 کی ل 寄 置 別附をし 法 で 定 特 た めるところに 定 地 場 合に 域 雇 お 用 会 いて、 社 より、 の 当 該 指 当該法 定 に 寄 附 . 関 人に する手続、 に つい 対 す て 認 る 監 法 定 督 地 人税 そ 方 公 の の 共団 課 他 税 所 要 体 に の つ に

L١

て

損

金

規

定

を

整

ょ

る

確

認

2 特 定 地 域 雇 用 等 促 進 法 人に 対 す る 寄 附 等 に 係 る 課 税 の 特 例

認 定 地 域 再 生 計 画 に 記 載 <del></del> れ て ١J る \_ の 2 の 事 業 を 行うことを主 たる 目 的とする公益 法 人で あっ て、

地

域

に

お

け

る

雇

用

機

会

の

創

出

に

対

す

ż

寄

与

の

程

度

及

び

当

該

事

業

の

適

正

な

実

施

の

確

保

を

考

慮

し

て

内

閣

府

令

で 定 め る 要 件 に 該 当す る も の غ ل て 認 定 地 方 公共 4 体 が 指 定 す る も の 以下「 特 定 地 域 雇 用 等 促 進 法 人

لح しし う。 に . 対 し、 個 人又は 法 人が 金 銭 に ょ る 寄 附 又 は 贈 与 を L たときは、 租 税 特 別 措 置 法 で 定 め ると

こ 3 に ょ ij 当 該 個 人又は法 人に 対す る 所 得 税、 法 人税 又は 相 続 税 の 課 税 に つ しし て 寄 附 金 控 除 等 の 特 例

の 適 用 が あ る ものとし、 特 定 地 域 雇 用 等 促 進 法 人の 指定 に 関 する手続及び 監督に 係 る 所要 の 規 定を 整 備

する。

四、この法律は、平成十九年四月一日から施行する。